



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年4月10日火曜日 第2358号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金収納事務の委託...	350
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	350
建設業者の営業の停止命令.....	351
土地改良区の定款変更の認可.....	351
土地改良事業の工事完了の届出（2件）.....	351

告 示

○愛媛県告示第509号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成24年4月10日

愛媛県知事 中村時広

1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団

松山市道後町二丁目12番11号

2 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

○愛媛県告示第510号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成24年4月10日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハローズ今治店

今治市土橋町一丁目334番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ハローズ

広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号

代表取締役 佐藤 利行

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ハローズ

広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号

代表取締役 佐藤 利行

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年11月30日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,137平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

148台

イ 駐輪場の収容台数

70台

ウ 荷さばき施設の面積

72.0平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

39.7立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成24年3月29日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第511号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成24年4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所 の 所 在 地	営業の停 止を命じ た年月日	停止を命じた 営業の範囲	営業の停止を 命じた期間	営業の停止を命ず る原因となった事実
(特-23) 第009366号	平成23年 7月26日	株式会社 成武建設	石橋 忠典	松山市畑寺町123 番地1	平成24年 4月3日	建設業の営業の 全部	平成24年4月10 日から平成24年 4月12日まで (3日間)	株式会社成武建設は、独立行政法人国立病院機構四国がんセンター発注の工事において、工事で排出されたコンクリートの縁石の適切な処理をせず、同センターの敷地内に不法投棄したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成24年2月23日に同社が罰金200万円、従業員が懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金50万円の判決を受け、同年3月9日に刑が確定した。

○愛媛県告示第512号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市小栗町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年4月10日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第513号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東温市見奈良土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成24年4月10日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業 (かんがい排水)	堂ノ本地区	平成24年2月27日

○愛媛県告示第514号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東温市北方土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成24年4月10日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業 (かんがい排水)	西ノ側地区	平成24年3月23日